

東京都

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：東京都少林寺拳法連盟]

[記載日：2024 年 6 月 12 日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則Ⅰ 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 東京都少林寺拳法連盟として、指導者を対象としたコンプライアンス研修会を年に一度、受講を義務化し法令等による遵守の研修会を開催に取り組んでいる。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団体としての実体は備わっており、各種規約も整備している（連盟規約、運営細則、会計細則等）。また、それら規約を遵守している。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営に当たって適用される法令等は、当然に遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員体制は、理事長1名、副理事長4名を始めとし、会計担当2名、監査役2名を備えており、また複数名の理事から成り立っている。定期的に役員による執行部会議や、役員及び理事による協議会を開催している。また、年に一回、2名の監事役による会計監査と業務監査を実施している。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 東京都少林寺拳法連盟規約第4条(目的)において、組織として目指すべき基本方針を策定し、公表している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役職員には、年1回のコンプライアンス研修を義務付けており、その中でコンプライアンス教育も実施されている。また、定期的に指導者研修を開催し、その中でコンプライアンス徹底に関する教育を行っている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 指導者には、指導者研修を開催しており、その対象として現在指導者である者だけでなく、これから指導者を目指す者の教育も図っており、積極的な参加を促している。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約として会計細則を策定している。会計担当者は、毎月の収支について伝票を作成し、漏れなく記録をとっており、年度の締め後、2名の監事役により会計監査を実施し、適正な会計処理が行われていることを確認した上で、決算書を作成し、総会にて各会員に決算内容を報告し承認を得ている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 補助金等の利用に際しては、適正に使用すべく、法令やガイドラインを遵守している。また、関係者には必要なガイドラインを配布し、内容を周知している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 前述の通り、会計担当者、監査役を定めており、それぞれが職務を全うすることで、公正かつ適正な会計処理を実現している。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 東京都少林寺拳法連盟では、規約、細則など法令関係及び、役員構成や年間行事予定、そして、活動実態、その報告まで、ホームページに公表することで、組織運営の透明性を確保し健全な運営を実施している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ホームページには、役職者の名簿構成を展開していると共に、活動実態等の情報を積極的に SNS をも利用して開示している	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 東京都少林寺拳法連盟運営細則を、2023 年 12 月 17 日に改定し、ガバナンスコードの規定を織り込み済み	